

◎豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、積雪が特に甚だしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、当該地域が人口の減少、高齢化の進展その他の社会経済情勢の変化に加えて気候変動による降雪の態様の変化等により困難な状況に直面していることをも踏まえ、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(財政上の措置等)</p> <p>第十一条 国は、毎年度、予算で定めるところにより、基本計画の円滑な実施その他豪雪地帯対策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>(除雪を行う際に使用するアンカー等の普及促進)</p> <p>第十三条の二の二 国及び地方公共団体は、豪雪地帯において、除雪を行う際に使用するアンカー(除雪を行う者の屋根からの転落</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、積雪が特に甚だしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(財政上の措置)</p> <p>第十一条 国は、財政の許す範囲内において、基本計画の実施を促進するよう努めなければならない。</p> <p>(新設)</p>

を防止するためのロープの一端を屋根に固定するための設備をい  
う。)その他の除排雪の際の安全性を確保するための設備及び装備  
の普及が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

(除排雪の体制の整備等)

第十三条の三 国及び地方公共団体は、豪雪地帯において人口の減  
少、高齢化の進展等により除排雪の担い手が不足していることに  
鑑み、除排雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して  
暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、建設業者の組織  
する団体その他の営利を目的としない団体等との連携協力体制の  
整備その他の地域における除排雪の体制の整備並びに地域におけ  
る除排雪に係る人材の確保、育成及び資質の向上を促進するよう  
適切な配慮をするものとする。

(高齢者、障害者等の住宅の除排雪等)

第十三条の三の二 国及び地方公共団体は、豪雪地帯の高齢者、障  
害者等がその居住する住宅の除排雪について必要な支援を受ける  
ことができるよう適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、豪雪地帯の高齢者、障害者等が積雪時  
においてもその日常生活において使用する道路、旅客施設、官公  
庁施設、福祉施設等を円滑に利用することができるよう適切な配

(除排雪の体制の整備)

第十三条の三 国及び地方公共団体は、豪雪地帯において人口の減  
少、高齢化の進展等により除排雪の担い手が不足していることに  
鑑み、除排雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して  
暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、建設業者の組織  
する団体その他の営利を目的としない団体等との連携協力体制の  
整備その他の地域における除排雪の体制の整備を促進するよう適  
切な配慮をするものとする。

(新設)

慮をするものとする。

(地域における除排雪の円滑な実施)

第十三条の四の二 国は、地域における除排雪の実施に係る事業であつて豪雪地帯に係る地方公共団体が実施するものが円滑に実施されるよう、交付金の交付その他の必要な措置を講ずるものとする。

(克雪に関する技術の開発及び普及)

第十三条の五の二 国及び地方公共団体は、除排雪の自動化に関する技術その他の克雪(積雪に関する諸問題を克服することをいう。)に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をするものとする。

(雪冷熱エネルギーの活用促進)

第十三条の七 国及び地方公共団体は、雪の冷熱をエネルギー源として活用することがエネルギーの地産地消(地域に存するエネルギー源を当該地域の実情に即して効果的かつ効率的に活用することをいう。)の推進及び脱炭素社会(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。)の実現を図る上で重要な役割を有していることに鑑

(新設)

(新設)

(雪冷熱エネルギーの活用促進)

第十三条の七 国及び地方公共団体は、豪雪地帯における雪の冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備その他の取組が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

み、豪雪地帯における雪の冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備その他の取組が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

(総合的な雪情報システムの構築等)

第十三条の八 国及び地方公共団体は、豪雪地帯における住民の生活その他豪雪地帯における諸活動の安全性及び利便性の向上等に資するため、雪に関連する多様な情報を適切かつ迅速に提供する総合的な情報システムの構築及び改善が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

2 前項の情報システムの構築及び改善に当たっては、同項の情報効果が効果的に発信されるとともに、当該情報が年齢、障害の有無等にかかわらず全ての住民等に的確に伝達されるようにするものとする。

(複合災害への対応)

第十三条の九 国及び地方公共団体は、地震、津波等に係る防災に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、積雪期における交通の確保の困難性その他の豪雪地帯における地域の特性に適切な配慮をするものとする。

(総合的な雪情報システムの構築)

第十三条の八 国及び地方公共団体は、豪雪地帯における住民の生活その他豪雪地帯における諸活動の安全性及び利便性の向上等に資するため、雪に関連する多様な情報を適切かつ迅速に提供する総合的な情報システムの構築が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

(新設)

(新設)

(特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例)

第十四条 特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定するもの(以下「基幹道路」という。)の改築については、昭和四十七年四月一日から令和十四年三月三十一日までの間に限り、道路法(昭和二十七年法律第八十号)の規定にかかわらず、基本計画に基づいて、道府県が行うことができる。

2 6 (略)

(特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例等)

第十五条 地方公共団体が基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)又は改築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)に要する経費についての国の負担割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、昭和四十七年度から平成四年度までの各年度にあつては三分の二(昭和六十年年度にあつては十分の六、昭和六十一年度から平成四年度までの各年度にあつては十分の五・五)とし、平成五年度から令和十三年度までの各年度にあつては十分の五・五とする。ただし、他の法令の規定により当該割合を超える国の負担割合が定められている場合には、この限りでない。

(特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例)

第十四条 特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定するもの(以下「基幹道路」という。)の改築については、昭和四十七年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に限り、道路法(昭和二十七年法律第八十号)の規定にかかわらず、基本計画に基づいて、道府県が行うことができる。

2 6 (略)

(特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例等)

第十五条 地方公共団体が基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)又は改築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)に要する経費についての国の負担割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、昭和四十七年度から平成四年度までの各年度にあつては三分の二(昭和六十年年度にあつては十分の六、昭和六十一年度から平成四年度までの各年度にあつては十分の五・五)とし、平成五年度から平成三十三年度までの各年度にあつては十分の五・五とする。ただし、他の法令の規定により当該割合を超える国の負担割合が定められている場合には、この限りでない。

<p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。)として、基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築又は建築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)に係る事業がある場合においては、平成十八年度から令和十三年度までの各年度において、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。)として、基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築又は建築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)に係る事業がある場合においては、平成十八年度から平成三十三年度までの各年度において、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>
---	--



7 ・ 8  (略)	(略)	
	(略)	分の五・五)とし、 平成五年度から令和 十三年度までの各年 度にあつては十分の 五・五
	(略)	
	(略)	

7 ・ 8  (略)	(略)	
	(略)	分の五・五)とし、 平成五年度から平成 三十三年度までの各 年度にあつては十分 の五・五
	(略)	
	(略)	